		<u> </u>]_
びパイロット言号(ステレオホニック放送の受言の補助のために、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	監理委員会規則第十四号)において使用する用語の例による。	る技術基準を定めることを目的とする。 幹放送局設備に適用される中波放送に関する送信の標準方式に係 規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基 第一条 この省令は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以 (目的)	省令案	○中波放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第●号)
びパイロット信号(ステレオホニック放送の受信の補助のために知言等(左側信号と右側信号の差の信号をいう。以下同じ。)及定の順序で振幅変調及び角度変調を行うものとする。	【新規】	とを目的とする。 第一条 この省令は、中波放送に関する送信の標準方式を定めるこ(目的)	現行省令	(傍線部分は変更部分)

(ステレオホニック放送)

- こよるまれ、欠りさるりさける。 第四条 - ステレオホニック放送を行う場合にあっては、前条の規定 | |

一 和信号及び差信号による搬送波の最大位相偏移は(H)○・によるほか、次のとおりとする。

七八五ラジアンとする。

送波の最大位相偏移は(H)〇·〇五ラジアンとする。 二 パイロット信号の周波数は二五 EL、パイロット信号による搬

(地上基幹放送試験局に適用する規定)

(緊急警報信号に適用する規定)

る。を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定を適用す第六条。中波放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号

別表 (第3条第2項関係)

ステレオホニック放送を行う場合の変調信号の方程式

示す方程式によるものとする。 伝送する信号をいう。以下同じ。) からなるものであつて別表に

(ステレオホニック放送)

によるほか、次のとおりとする。第三条。ステレオホニック放送を行う場合にあつては、前条の規定

一 (同上)

る搬送波の最大位相偏移は(圧)○・○五ラジアンとする。パイロット信号の周波数は二五ヘルツ、パイロット信号によ

放送試験局に適用する規定)

る。 告示するものについては、この規則の規定によらないことができ 規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に第四条 中波放送を行う放送試験局の送信の方式のうちこの規則の

(緊急警報信号に適用する規定)

第五条 (同上)

別表 (第2条第2項関係)

(国上)

 $e = (1+M) \cos (2\pi fct + \theta)$

 $\theta = \tan^{-1} \frac{S + P \sin 2\pi f p t}{1}$

S=L-RM=L+R

eは、変調された搬送波の電圧とする。

- 0 fcは、搬送波の周波数とする。
- fpは、パイロット信号の周波数とする。

 ω

- Mは、和信号のレベルとする。
- Ω S/J, 差信号のレベルとする。

9

RVは、右側信号のレベルとする。

いは、左側信号のレベルとする。

- Pは、パイロット信号のレベルとする。
- りは、搬送波の位相偏移とする。
- tは、時間とする。
- M、S、L、R、Pは搬送波電圧で正規化された値とする。

(回上)

- 2 (国上)
- ω (国上)
- Ŋ 4 (国上)

(国上)

- 0 (国上)
- (国上)
- ∞ (田上)
- 9 (国上)
- 10 (国上)
- (国上)